十～十七	（略）	（略）	（略）
十八　国土交通省航空局、地方航空局、海上保安学校宮城分校並びに管区海上保安本部の海上保安航空基地及び航空基地	三	(1)　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）別表に定める定期運送用操縦士又は事業用操縦士の資格を有する者が行う業務で人事院の定めるものに従事することを本務とする職員	（略）
		(2)　（略）	（略）
十九　（略）	（略）	（略）	（略）
二十　海上保安庁	二	(1)～(7)　（略）	（略）
		(8)　（略）	
		(9)　機動防除基地に属し、防除措置業務に直接従事することを本務とする職員	
二十一・二十二　（略）	（略）	（略）	（略）

十～十七	（略）	（略）	（略）
十八　国土交通省航空局、地方航空局、海上保安学校宮城分校並びに管区海上保安本部の海上保安航空基地及び航空基地	四	(1)　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）別表に定める定期運送用操縦士又は事業用操縦士の資格を有する者が行う業務に従事することを本務とする設計審査官（人事院の定める者に限る。）	一　(10)　看護師
			(11)　児童の輸送に従事する自動車運転手（人事院の定める者に限る。）
	三	(2)　(1)に掲げる業務で人事院の定めるものに従事することを本務とする職員（(1)に掲げる者を除く。）	（略）
		(3)　（略）	（略）
十九　（略）	（略）	（略）	（略）
二十　海上保安庁	二	(1)～(7)　（略）	（略）
		(8)　（略）（新設）	
二十一・二十二　（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。